

## 令和6年度診療報酬改定(働き方改革関連)について

鹿児島県医療勤務環境改善支援センター 医業経営アドバイザー **渡辺** 一郎

#### 1. はじめに

令和6年4月から勤務医に時間外労働の 上限規制が適用されました。令和6年度 診療報酬改定では4つの基本的視点の内、 重点課題として「現下の雇用情勢も踏ま えた人材確保・働き方改革等の推進」が 示されました。今月号では、令和6年度 診療報酬改定において、医師の働き方改 革関連の項目で改定または新設されました内容(抜粋)をご紹介します。

## 2. 働き方改革関連の診療報酬改定の方向性

今回の診療報酬改定の重点課題は以下のようになっています。

## 改定の基本的視点と具体的方向性

## (1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ○医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
- ○各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・ シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- ○業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務 環境の改善に向けての取組の評価
- ○地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた 見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- ○多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- ○医療人材及び医療資源の偏在への対応

(出典:厚労省「令和6年度診療報酬改定」全体概要版より)

#### 3. 賃上げについて

今回の診療報酬改定の目玉は、上記重 点課題の具体的方向性にもあります賃上 げです。

それを反映し、診療報酬本体は0.88% 引き上げられましたが、うち、看護職員、 病院薬剤師、その他の医療関係職種(医師・歯科医師、事務職員などを除く)の 賃上げ+0.61%を実現するために、「外来・ 在宅」「歯科」「訪問看護」「入院」のベース アップ評価料が新設されました。40歳未 満の勤務医師・勤務歯科医師・勤務薬剤 師、事務職員などの賃上げのためには初・ 再診料、入院料等を引き上げて+0.28% としました。これらの報酬は賃上げの原 資としなくてはならないことと、特定疾 患療養管理料の対象から「糖尿病」「高血 圧症」「脂質異常症」などの生活習慣病を 中心とした管理料や処方箋料などの再編 などで-0.25%となったことで、実質は プラスマイナスゼロ、あるいはマイナス 改定と言えるかもしれません。世の中が 賃上げムードの中にあり、医療機関の職 員間では今回改定で賃上げ項目があるこ とは知っていますので離職防止も考慮の 上、賃上げ促進税制も活用して、ぜひ賃 上げには取組んでいただければと思いま す。

令和6年度診療報酬改定 I-1 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組-①

## 賃上げに係る評価の全体像

#### ベースアップ評価料 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員 <u>歯科技工所等で従事する者を除く)について賃上げを実施していくための評価</u> 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護のステーションの利用者に係る評価 外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I) ・届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ(区分は設けない) (新)外来・在宅ベースアップ評価料(I)初診時 6点 再診時2点 等 ①による対象職員の賃上げが、一定の水準(給与総額の1.2%増) に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ ①'賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価 $\overline{A}$ 入院に携わる職員のための評価 - 定の水準(対象職員の給与総額の1.2%)に達するため、評価の区分(8区分) を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ (新)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ) 等 病院、有床診療所 ② 入院患者に係る評価 (新) 入院ベースアップ評価料(1日につき) 入院ベースアップ評価料 入院ベースアップ評価料1 入院ベースアップ評価料2 ・ 必要な評価の区分(165区分)を計算し、届出を行った施設について、入院料等 <u>1</u> 2 に評価を上乗せ 165 入院ベースアップ評価料165 165点 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告 ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ(ベースアップ等)に用いる必要 (令和6年度から令和7年度

## 初再診料、入院基本料等の引き上げ

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置・賃上げの計画及び毎年の実績(各年)についてベースアップ評価料①~②に伴う報告や抽出調査等により把握 12

(出典:厚労省「令和6年度診療報酬改定」全体概要版より)

#### 4. 医師事務作業補助体制加算の見直し

勤務医の負担軽減において、特に効果のある取組として医師事務作業補助者の外来への配置・増員が挙げられます。勤務環境改善を図るために、医師事務作業補助体制加算の体制を整えることは、医師確保の観点からも効果的であるといえます。算定できる保険医療機関は、一般病棟入院基本料だけでなく、療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料などで

も届出可能ですので、未届出の保険医療機関は検討されてはいかがでしょうか。毎回点数がアップしていますが今回の改定でも診療報酬が各20点アップしました。同加算1の施設基準に「医師事務作業補助者の勤務状況及び補助が可能な業務の内容を定期的に評価することが望ましい」が追加されています。

令和 6 年度診療報酬改定 I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進-①

#### 医師事務作業補助体制加算の見直し

#### 医師事務作業補助体制加算の要件の見直し

医師事務作業補助者による医師の業務への適切な支援を推進する観点から、医師事務作業補助体制加算1の要件に、医師事務作業補助者の勤務状況及び補助が可能な業務内容を定期的に評価することが望ましいことを追加する。

#### 改定後

【医師事務作業補助体制加算1】 「施設基準】

・当該保険医療機関において、3年以上の医師事務作業補助者としての勤務経験を有する医師事務作業補助者が、それぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。また、医師事務作業補助者の勤務状況及び補助が可能な業務の内容を定期的に評価することが望ましい。

□ 医師事務作業補助体制加算の評価の見直し				-				
→ 医師事務作業補助体制加算の評価を見直す。								
	現行				改定後			
	配置	加算 1	加算 2		配置	加算 1	加算2	
	15対 1	1,050点	975点		15対1	1,070点	995点	
	20対 1	835点	770点		20対1	855点	790点	
	25対 1	705点	645点		25対 1	725点	665点	
	30対 1	610点	560点		30対1	630点	580点	
	40対 1	510点	475点		40対 1	530点	495点	
	50対 1	430点	395点		50対 1	450点	415点	
	75対 1	350点	315点		75対 1	370点	335点	
	100対1	300点	260点		100対1	320点	280点	

(出典:厚労省「令和6年度診療報酬改定の概要」より)

### 5. 地域医療体制確保加算の見直し

地域医療体制確保加算の施設基準に、 医師の時間外・休日労働時間に係る基準 が追加されました。具体的には①タイム カード、ICカード、パソコンの使用時間 の記録などの客観的な記録を基礎として 確認し、適正に記録すること。②特例水 準(B水準、連携B水準)であっても、時 間外・休日労働時間の上限は1,860時間 ではなく、原則、令和6年度は1,785時間 以下に、令和7年度は1,710時間以下となります。これは、特例水準がなくなる令 和17年度までの12年間で900時間削減し て960時間にしなくてはなりませんの で、1年間で平均75時間削減を目標にす ると、1,785時間、1,710時間となります。

令和6年度診療報酬改定 I-4 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な 対急医療体制等の確保 - ①

### 地域医療体制確保加算の見直し

#### 地域医療確保加算の要件の見直し

▶ 地域医療体制確保加算の施設基準に、医師の時間外・休日労働時間に係る基準を追加する。

#### 改定後

【地域医療体制確保加算】 [施設基準]

医師の労働時間について、原則として、タイムカード、ICカード、バソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正 に記録すること。また、当該保険医療機関に勤務する医療法施行規則第63条に定める特定地域医療提供医師及び連携型特定地域医療提供医師 (以下、この項において、「対象医師」という。)の1年間の時間外・休日労働時間が、原則として、次のとおりであること。ただし、1年 間の時間外・休日労働時間が次のとおりでない対象医師がいる場合において、その理由、改善のための計画を当該保険医療機関の見やすい場 所及びホームページ等に掲示する等の方法で公開した場合は、その限りでないこと。

ア 令和6年度においては、1,785時間以下 イ 令和7年度においては、1,710時間以下

(出典:厚労省「令和6年度診療報酬改定の概要」より)

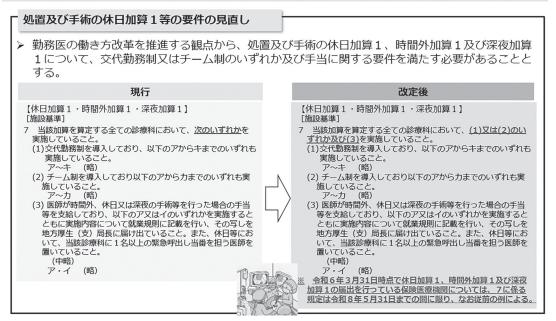
# 6. 休日加算1・時間外加算1・深夜加算1の見直し

勤務医の働き方改革を推進する観点から、処置及び手術に係る休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1についての施設基準要件が見直されました。これまでは①交代勤務制の導入、②チーム制の導入、

③手当等の支給のいずれかの要件を満たすことであったものが、③手当等の支給 (医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給すること)が必須となり、その上で①又は②のいずれかを満たすことが要件となりました。

令和6年度診療報酬改定 I-4 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な 救急医療体制等の確保-2

## 勤務医の働き方改革の取組の推進



(出典:厚労省「令和6年度診療報酬改定の概要」より)

#### 7. 最後に

令和6年度の報酬改定は、医療・介護・ 障害福祉のトリプル改定であり、将来目標を実現させるための経済誘導であると言えます。今回は医師の働き方改革関連の主な見直しを中心に項目だけを紹介いたしましたが、この他にも夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算など、名真目も見速なりでする。 を関連する項目も見いたのでは、 を関連する項目も見いたが、 ならに医療DX、感染症対策、介護施設・障害施設との連携などが示されています。 ないます。取組む課題が山積みですが、生き生き働ける魅力ある勤務 環境改善をさらに推進していただければ と思います。

医師の働き方改革や医療勤務環境改善マネジメントシステム等に関するご相談や支援要請は、鹿児島県医療勤務環境改善支援センター(TEL:099-813-7731)までぜひご連絡ください。

#### 8. 参考•引用

➤厚生労働省 厚生労働省「令和6年度診療報酬改定」 関連資料